

# 下水道事業における経営戦略の改定の推進等について

---



総務省

令和4年9月29日

総務省自治財政局準公営企業室

## 【目次】

- 1. 地方公営企業の見える化の推進 … P.2
- 1. 経営戦略の改定の推進について … P.12
- 2. その他関連施策 … P.21

# 1. 地方公営企業の見える化の推進

# 公営企業における更なる経営改革の推進について

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

### 経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・民間活用

人材確保、組織体制の整備

新技術、ICTの活用

相互に反映

### 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

## 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

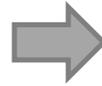
経営比較分析表の作成・公表

# 公営企業会計の適用拡大等について

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

## 公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

## 地方公営企業法財務規定等の適用

### 目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等  
⇒ 経営効率化、経営改革の推進  
⇒ より適切な説明責任

### 公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

### 予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

## 期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

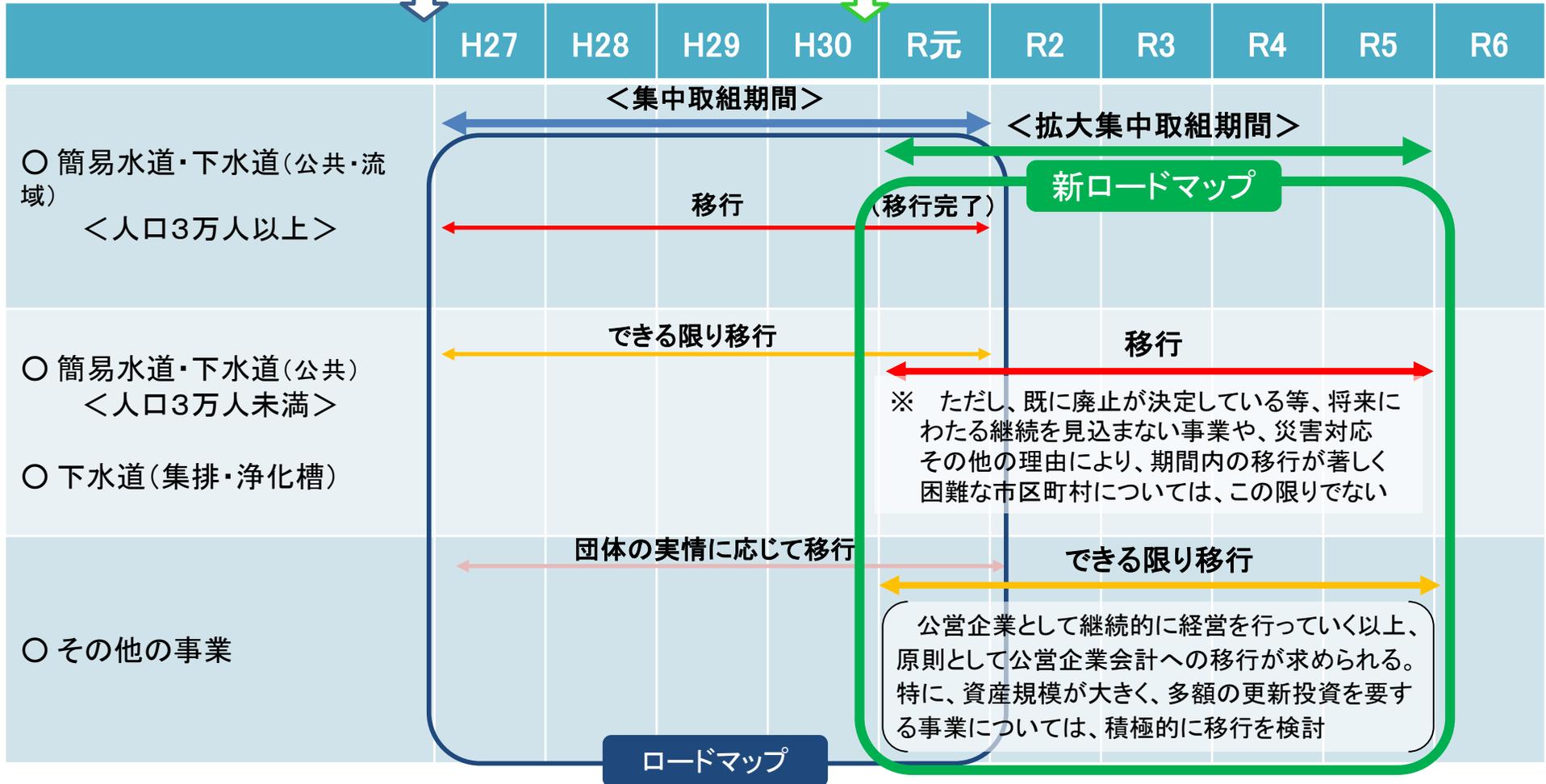
➤ 分かりやすい財務情報に基づく  
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

# 公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請



# 公営企業会計適用の取組状況(R3.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は87.8%、下水道事業は90.6%、人口3万人以上のその他下水道事業は87.0%が「適用済及び適用取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。(URL: [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html))

## ○ ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する事業

(単位 事業)

	人口3万人以上							
	簡易水道事業			公共下水道事業及び流域下水道事業				
	R2.4.1時点		R3.4.1時点	R2.4.1時点		R3.4.1時点		
① 適用済及び適用に取組中	311	(98.4%)	318	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)
② 検討中	5	(1.6%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
③ 検討未着手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	316	(100%)	318	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)

## ○ 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する事業

(単位 事業)

	人口3万人未満						人口3万人以上 その他下水道事業					
	簡易水道事業		下水道事業				R2.4.1時点		R3.4.1時点			
	R2.4.1時点		R3.4.1時点		R2.4.1時点		R3.4.1時点		R2.4.1時点		R3.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	406	(68.0%)	523	(87.8%)	1,101	(68.0%)	1,465	(90.6%)	598	(79.1%)	651	(87.0%)
② 検討中	163	(27.3%)	67	(11.2%)	475	(29.4%)	138	(8.5%)	121	(16.0%)	85	(11.4%)
③ 検討未着手	28	(4.7%)	6	(1.0%)	42	(2.6%)	14	(0.9%)	37	(4.9%)	12	(1.6%)
合計	597	(100%)	596	(100%)	1,618	(100%)	1,617	(100%)	756	(100%)	748	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業の適用を要件に加えることとしている。

# 公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

## 1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)
- 専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を引き続き実施。

## 2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

## 3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

## 4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

# 公営企業会計の法適用化に係る新たな支援措置(令和4年度～)

## 自治体から指摘される課題

会計適用後のランニングコスト(専門家への相談料、システム管理費)

## 対応策

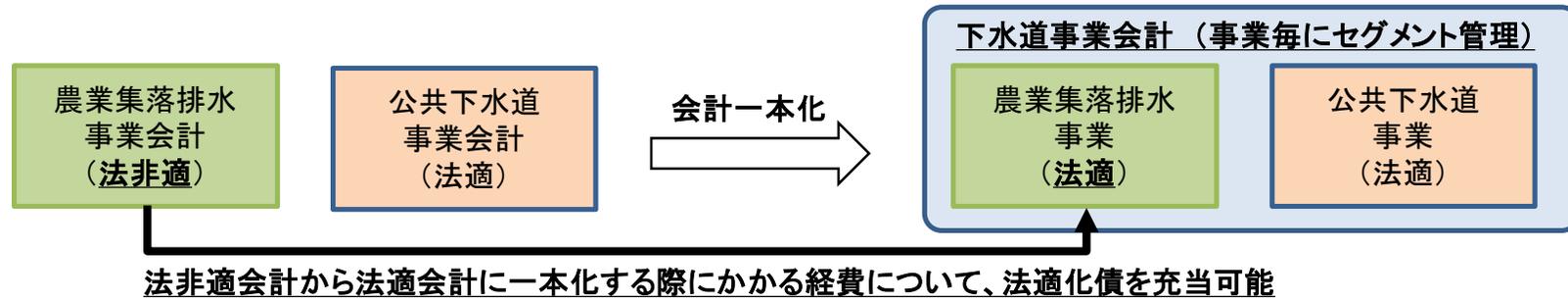
1. 会計適用の運用経費について、公営企業会計適用債(簡易水道事業については、交付税措置率を50%から55%に引上げ)の対象とする期間を導入後3年間(改正前1年間)に拡充。
2. 全国の地方団体から情報を収集し、会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成し、専門家への相談なしに実務が可能となるようにする。
3. 各都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模自治体の問い合わせに対応。

# 会計一本化に係る留意事項①

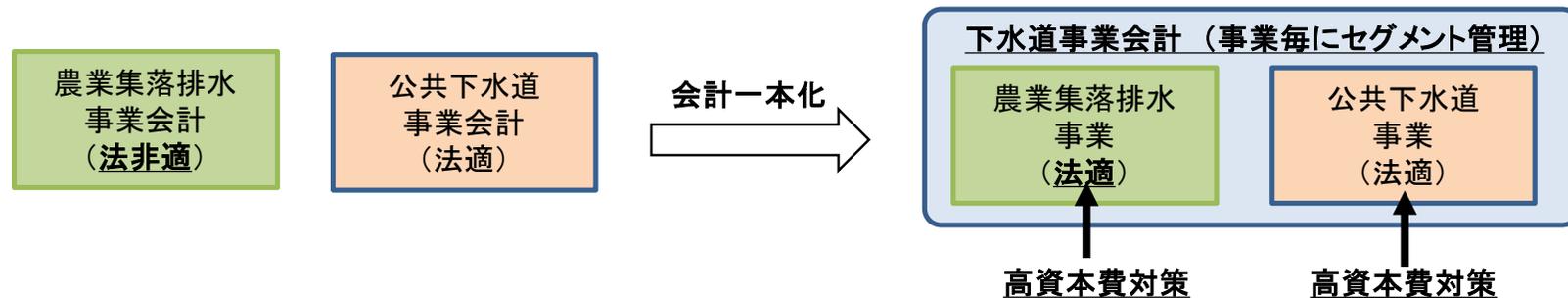
- 公営企業会計の適用(法適化)及び広域化計画の策定について、国からの要請に基づき、地方団体において期限までの実施に向けて取り組んでいるものと承知している。

これらの法適化及び広域化に併せて、可能な限り会計を一本化することにより、会計処理にかかる委託費や人件費等の節減が図られることから、以下の点に留意した上で、積極的に取り組まれない。

- (1) 農業集落排水(法非適)と公共下水道(法適)の会計一本化、簡水(法非適)と上水(法適)の会計一本化の際、固定資産台帳の整備、システム改修委託費等の法適化に要する経費について、法適化債が充当できること(接続統合の有無を問わない)



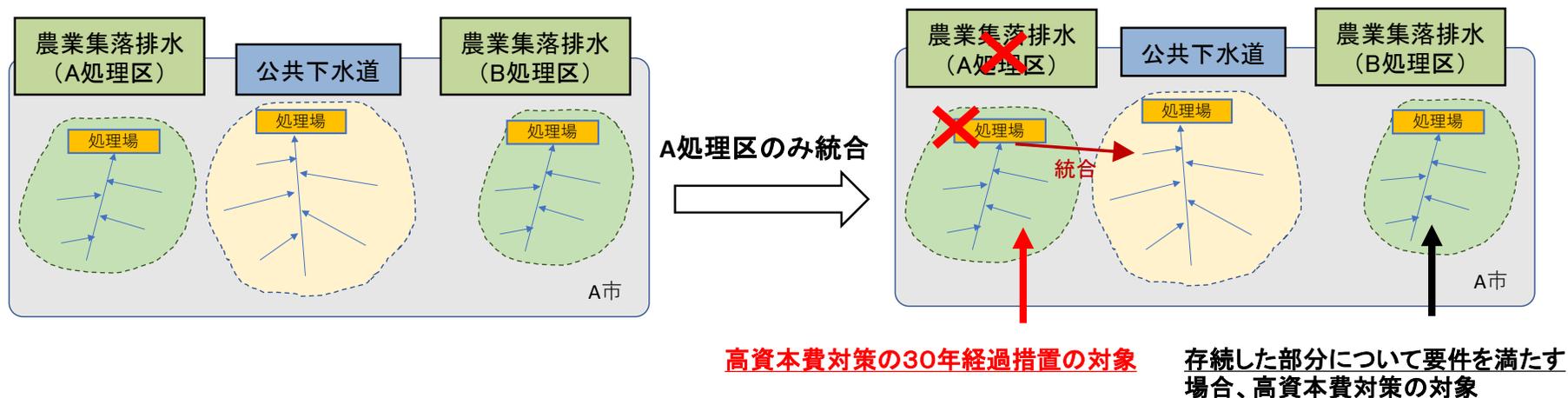
- (2) 農業集落排水と公共下水道の会計一本化(接続統合なし、事業毎にセグメント管理)の場合でも、法律に基づく事業単位は引き続き別であるため、高資本費対策は引き続き事業毎(農業集落排水と公共下水道別々)に講じられること



※ 高資本費対策は、事業毎に要件を満たすか否か判断され、事業毎に講じられる

## 会計一本化に係る留意事項②

(3) 農業集落排水(A処理区)を公共下水道へ統合し、農業集落排水(B処理区)を存続する場合、農業集落排水(A処理区)部分の高資本費対策は30年経過措置(今回拡充)の対象となること



(4) 全農業集落排水事業の約6割程度は既に公共下水道事業会計等と会計が一本化されてセグメント管理となっていること、法適化する際にあわせて会計一本化を実施した自治体の事例も複数あること

(5) 簡水の法適化の際に、会計処理に係る委託費や人件費等の節減が図られることから、上水会計に統合している事例が令和2年度のみで20件あること

(6) ①農業集落排水の公共下水道への統合の場合に農業集落排水部分の高資本費対策を供用開始30年まで適用する経過措置を講じる予定であること、②社会資本整備総合交付金等について、農業集落排水を公共下水道に統合する際の交付対象が拡充されたこと、③全国的に広域化計画の中に農業集落排水の統合を相当程度盛り込む予定で取組まれていること

# (参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2021

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○ その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. <u>重点事業（下水道、簡易水道事業）</u>について、ロードマップに基づき、<u>人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。</u>《総務省》</p> <p>b. <u>その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）</u>について、<u>実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。</u>《総務省》</p>	→	→	→

## 2. 経営戦略の改定の推進について

# 公営企業における更なる経営改革の推進

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念



さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

### 経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、更新費用等に係るストックマネジメントの成果や将来需要予測・料金収入の低減を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・  
民間活用

人材確保、  
組織体制の整備

新技術、ICTの  
活用

相互に反映

### 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・  
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態  
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

### 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

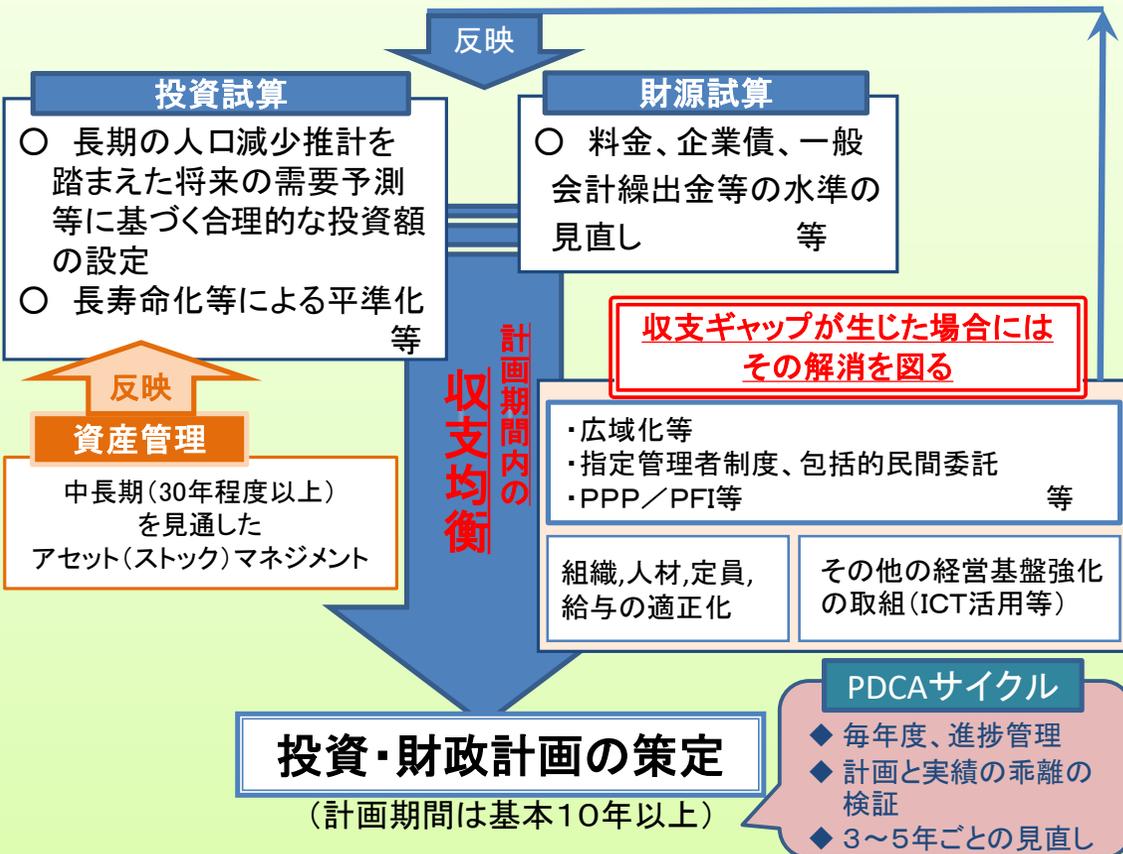
経営比較分析表の作成・公表

# 公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までに策定率100%とすることを要請。  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。  
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)

## 経営戦略 [イメージ]



- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

## 経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定ガイドラインの策定・公表」  
(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)  
⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

### ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

## 策定状況

- (毎年度、策定状況を調査・公表)
- **令和2年度までに92.3%が策定予定**。  
(令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。)

## 財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業 (令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
  - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設 (浄水場、管路等) の建設改良事業
  - ・下水道事業の高資本費対策

# 経営戦略の策定状況・改定状況

## 経営戦略の策定状況・改定状況

### 経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）。
- 令和3年3月31日時点の**策定率は90.8%。令和3年度までには、既に策定済みの事業を含め、98.0%が策定予定。**
- 未策定の事業については、引き続き策定を推進。

公営企業経営戦略の策定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済		②令和3年度に策定予定		合計 (①+②)		③令和4年度以降に策定予定		合計	
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	1,676 (94.3%)	90 (5.1%)	1,766 (99.3%)	12 (0.7%)	1,778 (100.0%)					
うち上水道	1,252 (95.2%)	57 (4.3%)	1,309 (99.5%)	6 (0.5%)	1,315 (100.0%)					
うち簡易水道	424 (91.6%)	33 (7.1%)	457 (98.7%)	6 (1.3%)	463 (100.0%)					
工業用水道	123 (86.0%)	20 (14.0%)	143 (100.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)					
交通	70 (86.4%)	7 (8.6%)	77 (95.1%)	4 (4.9%)	81 (100.0%)					
電気	77 (85.6%)	10 (11.1%)	87 (96.7%)	3 (3.3%)	90 (100.0%)					
ガス	20 (95.2%)	1 (4.8%)	21 (100.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)					
港湾整備	73 (80.2%)	16 (17.6%)	89 (97.8%)	2 (2.2%)	91 (100.0%)					
市場	79 (56.0%)	43 (30.5%)	122 (86.5%)	19 (13.5%)	141 (100.0%)					
と畜場	21 (53.8%)	12 (30.8%)	33 (84.6%)	6 (15.4%)	39 (100.0%)					
観光施設	135 (64.0%)	59 (28.0%)	194 (91.9%)	17 (8.1%)	211 (100.0%)					
宅地造成	163 (62.9%)	63 (24.3%)	226 (87.3%)	33 (12.7%)	259 (100.0%)					
駐車場	120 (69.8%)	37 (21.5%)	157 (91.3%)	15 (8.7%)	172 (100.0%)					
下水道	3,414 (96.2%)	111 (3.1%)	3,525 (99.4%)	23 (0.6%)	3,548 (100.0%)					
合計	5,971 (90.8%)	469 (7.1%)	6,440 (98.0%)	134 (2.0%)	6,574 (100.0%)					

### 経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）。
- 過去に改定実績のある事業が531（8.9%）、令和7年度までには、既に改定済みの事業を含め、47.4%が改定予定。
- **JFMとの共同事業等により、経営戦略の改定を支援。**

公営企業経営戦略の改定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

	①改定済		②改定予定 (令和3年度～7年度)		小計 (①+②)		③改定予定 (令和8年度以降)		④改定年度未定		合計	
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	141 (8.4%)	566 (33.8%)	707 (42.2%)	265 (15.8%)	704 (42.0%)	1,676 (100.0%)						
うち上水道	130 (10.4%)	421 (33.6%)	551 (44.0%)	213 (17.0%)	488 (39.0%)	1,252 (100.0%)						
うち簡易水道	11 (2.6%)	145 (34.2%)	156 (36.8%)	52 (12.3%)	216 (50.9%)	424 (100.0%)						
工業用水道	13 (10.6%)	45 (36.6%)	58 (47.2%)	19 (15.4%)	46 (37.4%)	123 (86.0%)						
交通	3 (4.3%)	30 (42.9%)	33 (47.1%)	7 (10.0%)	30 (42.9%)	70 (86.4%)						
電気	8 (10.4%)	16 (20.8%)	24 (31.2%)	11 (14.3%)	42 (54.5%)	77 (85.6%)						
ガス	3 (15.0%)	8 (40.0%)	11 (55.0%)	2 (10.0%)	7 (35.0%)	20 (95.2%)						
港湾整備	3 (4.1%)	19 (26.0%)	22 (30.1%)	4 (5.5%)	47 (64.4%)	73 (80.2%)						
市場	2 (2.5%)	24 (30.4%)	26 (32.9%)	10 (12.7%)	43 (54.4%)	79 (56.0%)						
と畜場	0 (0.0%)	4 (19.0%)	4 (19.0%)	2 (9.5%)	15 (71.4%)	21 (53.8%)						
観光施設	5 (3.7%)	33 (24.4%)	38 (28.1%)	11 (8.1%)	86 (63.7%)	135 (64.0%)						
宅地造成	12 (7.4%)	33 (20.2%)	45 (27.6%)	9 (5.5%)	109 (66.9%)	163 (62.9%)						
駐車場	1 (0.8%)	21 (17.5%)	22 (18.3%)	11 (9.2%)	87 (72.5%)	120 (69.8%)						
下水道	340 (10.0%)	1,499 (43.9%)	1,839 (53.9%)	387 (11.3%)	1,188 (34.8%)	3,414 (96.2%)						
合計	531 (8.9%)	2,298 (38.5%)	2,829 (47.4%)	738 (12.4%)	2,404 (40.3%)	5,971 (90.8%)						

### 策定状況の「見える化」

- 令和3年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和3年10月）。
- 毎年度調査を実施し、**策定状況・改定状況の「見える化」を推進。**

## 経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で質を高めるための改定に取り組む事業に対しては、「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を推進。

# 「経営戦略」の策定・改定に係る通知

## ①留意事項通知（平成26年8月29日）

（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総財公第107号・総財第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等を契機とした、集中的な抜本改革の推進（平成21年度～25年度）は一区切りとし、その後の経営健全化の取組について通知。
- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
- その他、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入などを促す。

## ②策定推進通知（平成28年1月26日）

（「経営戦略」の策定推進について」総財公第10号・総財第2号・総財準第4号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 令和2年度までの経営戦略の策定を要請  
（「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）の目標：令和2年度までに100%）
- 「経営戦略策定ガイドライン」を公表（留意事項通知の内容を充実。事業ごとの「経営戦略ひな形様式」を作成。）
- 経営戦略の策定に要する経費に係る地方財政措置を設定（平成28年度から）
- 水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方財政措置について、経営戦略策定を要件化（平成29年度から）

## ③経営戦略の策定に関するQ&A（平成28年5月12日）

- 経営戦略の策定に関するQ&Aを公表（令和4年1月25日 改定）

## ④「経営戦略策定ガイドライン改訂版」（平成29年3月31日）

（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」総財公第39号・総財第41号・総財準第49号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 「経営戦略策定ガイドライン改訂版」の公表（既存のガイドラインを充実）
- 水道事業と下水道事業における先進的取組事例集を公表

## ⑤「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月29日）

（「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」総財公第45号・総財第34号・総財準第52号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 未策定事業に対する策定のほか、策定済み事業に対して質を高めるための改定を要請。
- 経営戦略の策定や改定に当たっての指針として、基本的考え方や各事業の特性を踏まえた策定や改定上の留意点を、「経営戦略策定・改定ガイドライン」として取りまとめ、公表。
- ガイドラインを踏まえ、各事業における経営戦略の策定や改定実務の手引書となる「経営戦略ひな形様式」と、ひな形様式への記載方法をまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表（令和4年1月25日 改定）。

## ⑥留意事項について（令和3年1月22日）

（令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室事務連絡）

- 令和7年度までの経営戦略の改定を要請  
（「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）の目標：令和7年度までに100%）

## ⑦改定推進通知（令和4年1月25日）

（「経営戦略」の改定推進について」総財公第6号・総財第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 令和7年度までの経営戦略の改定を改めて要請
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置について、質を高めるための取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件化（令和8年度から）

## 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）

- 中長期的な経営の基本計画である**経営戦略については**、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を上げていくため、**3年から5年内の見直しを行うことが重要**。
- 経済財政諮問会議の改革工程表において、**経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%**とされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略とするよう、**この期限までに経営戦略の改定を要請**。

### 質を高めるための取組

1. 経営戦略において、経営の基本方針について記載の充実（具体的には、計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。）を図ること。
2. 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業については、料金水準が適切なものであるか、また将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、料金回収率や経費回収率の見込み及び原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。また、健全な経営を確保するうえで必要な資金を確保するという観点から、所有している資産の規模、経営環境や事業の種類等の実情に応じて、「経営戦略のひな形様式」に追加した原価計算表等を活用し、資産維持費を料金算定に適切に反映すること。
3. 経営戦略の見直しに当たり、投資・財政計画に盛り込む事項
  - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
  - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
  - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
  - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

### 経営戦略の改定に係る支援措置

地方公共団体金融機構との共同事業「経営・財務マネジメント強化事業」において、経営戦略の改定等の取組を支援。

### 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置

経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、**令和8年度から、3. ①から④までの取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定**。

# 「ひな形様式」に原価計算表を追加（下水道事業）

原価計算表								
		供用開始年月日	年	月	日			
		処理区域内人口	人					
		計算期間	自	年	月			
			(年間)					
収入の部								
項	目	金額			使用料対象収支 (A)-(B)			
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)				
使	用	料	(X)	千円	千円	千円	千円	0
受	託	工	事	収	益			0
そ	の	他						0
合	計			0	0	0	0	0

支出の部							
項	目	金額			使用料対象収支 (A)-(B)		
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)			
管 渠 費	給	料	千円	千円	千円	千円	0
	人	件	諸	手	当		0
	費	福	利	費			0
	修	繕	費				0
	材	料	費				0
	路	面	復	旧	費		0
	委	託	料				0
	そ	の	他				0
	小	計		0	0	0	0
	ポ ン プ 場 費	給	料				0
人		件	諸	手	当		0
費		福	利	費			0
動		力	費				0
修		繕	費				0
材		料	費				0
薬		品	費				0
委		託	料				0
そ	の	他				0	
小	計		0	0	0	0	

処 理 場 費	給	料				0								
	人	件	諸	手	当		0							
	費	福	利	費			0							
	動	力	費				0							
	修	繕	費				0							
	材	料	費				0							
	薬	品	費				0							
委	託	料				0								
そ	の	他				0								
小	計		0	0	0	0								
一 般 管 理 費	給	料				0								
	人	件	諸	手	当		0							
	費	福	利	費			0							
	流	域	下	水	道	管	理	運	営	費	負	担	金	0
	委	託	料				0							
	そ	の	他				0							
	小	計		0	0	0	0							
資 本 費	支	払	利	息		0								
	減	価	償	却	費		0							
	企	業	債	取	扱	諸	費		0					
小	計		0	0	0	0								
合	計	(Y)	0	0	0	0								

資産維持費(Z)  
使用料対象経費(Y)+(Z)

0

(X)/(Y)+(Z)\*100=

<使用料水準についての説明>

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 経営戦略確認リスト

(今回新たに「経営戦略確認リスト」に設けることとなった必須項目（下水道事業の例）)

項目番号	項目	GL関連頁	MA関連頁	確認欄
1	企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものである	1,2,3	5,48	
2	今後の人口減少等を加味した使用料収入を反映している	2.5,11,14	5,6,70	
3	減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を反映している	4,7,14	6,66	
4	物価上昇等を反映した動力費・修繕費・材料費等の上昇傾向等を反映している	5,11	5	
5	計画期間が10年以上となっている	1,3,15		
6	やむを得ず10年未満とする場合、理由について議会・住民に説明されている	3		
7	計画期間内に収支均衡となっている	1,7	6,7,53	
8	効率化・経営健全化のための取組方針が示されている	1,2,8,9,10,11	7	
9	使用料改定の実施を反映している	3,5,6,8	7,70	
10	資産の有効活用等による収入増加の取組について記載がある	10	70	
11	広域化・共同化の実施について記載がある	1,3,4,8,9	53,68	
12	ストックマネジメントの実施を反映している	1,4,5,11	10	
13	民間活用(民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)の実施について記載がある	1,3,4,8,9	53,68,69	
14	その他の効率化・経営健全化のための取組の実施について記載がある	9,10		
15	収支均衡となっていない場合、収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールについて記載がある	2,3,8,10,11	7,53	
16	毎年度の進捗管理(モニタリング)と少なくとも5年に1回の頻度での見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定の実施について記載がある	1,2,10,11	10,72	
17	議会・住民に対して公開されている	2,10	10,13	

必須項目

※計画期間内に収支均衡とするための取組み（項目番号9から14まで）については、少なくともいずれかの項目を満たせばよいこととする。

# (参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2021

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</u></p> <p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○ その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→

## 2. その他関連施策

# 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

## 事業概要

### (1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ **公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組**
  - ・ **上下水道の広域化等**
  - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

### (2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

### (3) 事業規模

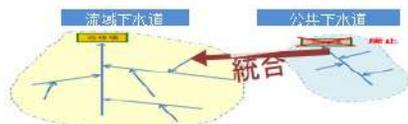
- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

# 下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

## 1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



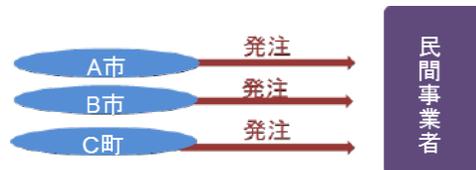
## 2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



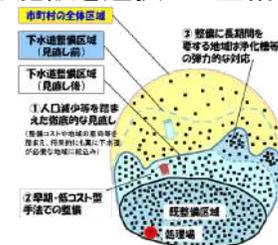
## 3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



## 4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



### 秋田県の例

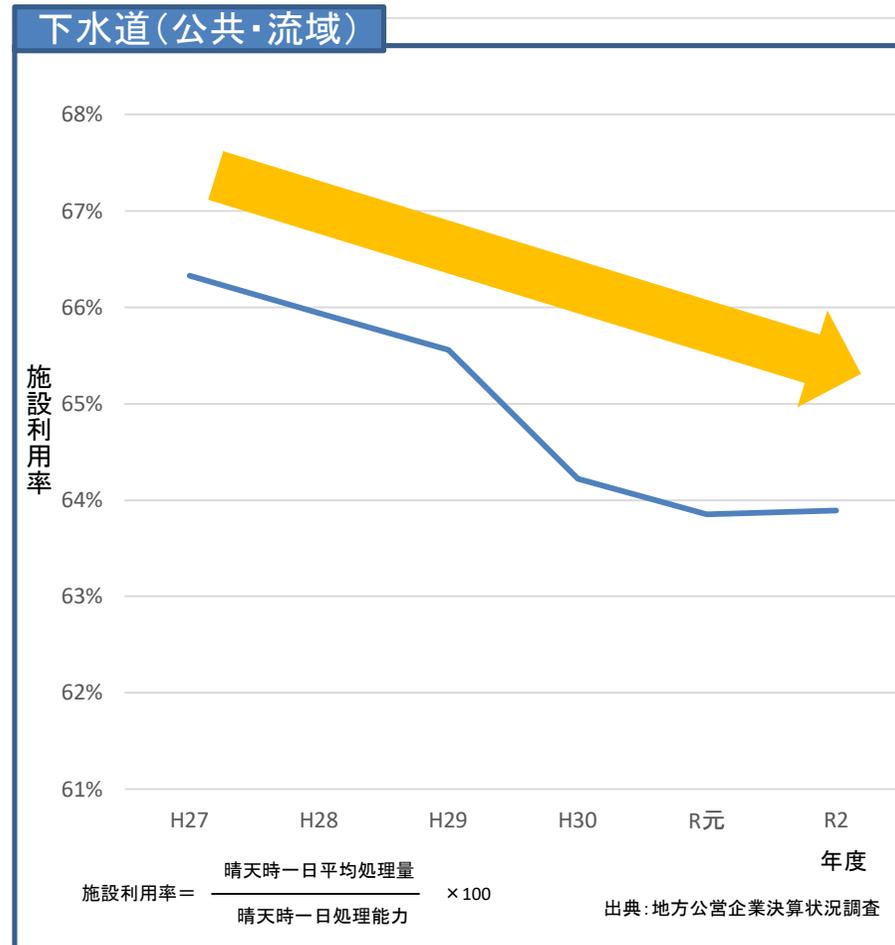
### 山形県新庄市の例

### 佐賀県の例

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止</li> <li>○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視<small>(処理場の無人化や監視設備等の一括整備等)</small></li> <li>○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定</li> <li>○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理費・改築更新投資を削減<small>(50年間の試算)</small></li> <li>・維持管理費 約70億円減</li> <li>・改築更新投資 約50億円減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理費を削減<small>(20年間の試算)</small></li> <li>・維持管理費6億円減</li> <li>・改築更新投資<small>(既存施設を更新しない)</small> 約34億円減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浄化槽(個別処理方式)に転換<small>(個別処理人口割合18.5%→22.3%)</small></li> <li>○処理区の統廃合数が増加<small>(処理区19箇所減)</small></li> </ul>

## 下水道(公共・流域)の施設利用率の推移

- 処理場は高度経済成長期やバブル崩壊後に建設された施設が多く、基本的に人口が右肩上がりの社会像を前提としており、現下の人口減少社会ではオーバースペックであるケースが大半
- 下水道の処理場の全国平均利用率は約6割であり、人口減少や節水等の影響で更に低下傾向
- 低稼働率は料金収入の減少、経営悪化に直結しており、逆に広域化により有収水量が増加すれば接続先の下水道も経営改善し、接続元と双方がWINWINになり得る



# 汚水処理施設統合の効果額

- 平成24年から平成28年において汚水処理施設を統廃合した団体数は185団体、284事業(総務省調査)。
- 上記のうち、広域化に伴う効果額等を算出した団体における管渠費等の削減額や施設数等は以下の表のとおり(26団体)。
- また、今後統合予定のものでは、接続管渠11kmに及ぶ事例もある。

(百万円/年)

団体名	事業名	接続した事業	処理場		管渠		ポンプ場		その他		建設改良費効果額	維持管理費効果額	合計	接続管渠(km)※
			建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費	建設改良費	維持管理費				
A市	公共	流域	926.4	883.0	-370.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	556.2	883.0	1439.2	3.4
B市	公共	流域	575.8	110.2	-2.3	-13.1	0.0	0.0	0.0	0.0	573.5	97.1	670.6	
C市	公共	流域	58.0	231.0	-6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	231.0	52.0	462.0	514.0	
D町	特環	公共	394.0	0.9	-3.7	-2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	390.3	-1.3	389.0	
E市	公共	公共	446.2	132.0	-145.1	-0.4	-101.0	-22.0	0.0	0.0	200.0	109.6	309.6	5.1
F市	公共	流域	983.2	800.0	0.0	0.0	-761.4	-714.0	0.0	0.0	221.7	86.0	307.7	
G市	公共	公共	169.3	141.2	-36.5	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	132.8	141.0	273.8	3.8
H市	公共	公共	134.7	39.9	-26.1	0.0	20.8	2.7	0.0	0.0	129.4	42.6	172.0	1.4
I市	農集	公共	79.1	63.0	-0.6	-8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5	55.0	133.5	
J県	流域	特環	102.3	3.3	-12.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.7	3.3	93.0	6.0
K市	農集	特環	22.1	0.0	-1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	20.7	36.0	56.7	
L市	公共	流域	108.9	78.0	-14.5	0.0	-18.7	0.0	-30.0	-70.0	45.6	8.0	53.6	5.5
M市	農集	特環	25.7	42.2	-12.2	-1.6	0.0	-4.6	0.0	0.0	13.5	36.0	49.5	7.3
N市	公共	個排	12.0	0.0	-4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	7.1	30.0	37.1	
O市	農集	特環	38.9	26.4	-13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	-16.2	25.2	10.2	35.4	5.0
P市	農集	公共	14.7	18.8	-2.8	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	21.2	33.2	
Q村	特環	流域	72.0	123.0	-17.8	0.0	-21.1	-33.0	0.0	-91.0	33.1	-1.0	32.1	5.4
R町	公共	農集	13.0	23.1	-1.7	-5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	17.7	29.0	
S町	農集	公共	33.3	25.0	-5.7	-24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.7	1.0	28.7	
T町	農集	公共	15.0	17.9	-4.6	-0.1	-0.4	-0.6	0.0	0.0	10.0	17.2	27.2	
U町	公共	農集	0.8	27.4	-0.4	-0.1	-0.5	-0.2	0.0	0.0	0.0	27.1	27.1	
V市	農集	特環	16.1	10.0	-3.7	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	12.4	24.8	
W町	農集	特環	16.4	7.4	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	7.4	23.7	
X市	公共	ミブラ	11.3	0.0	-0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.0	11.0	22.0	
Y市	公共	農集	13.5	10.3	-3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.3	20.4	
Z市	漁集	漁集	5.2	14.3	-1.4	-1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	13.3	17.1	

## <令和3年以降に統合予定の事例>

AA町	公共	流域	16.2	50.2	-15.3	-6.4	-0.6	-10.5	0.0	0.0	0.3	33.3	33.6	11
-----	----	----	------	------	-------	------	------	-------	-----	-----	-----	------	------	----

# 下水道事業における広域化・共同化の推進について

## <広域化・共同化の推進の背景・効果>

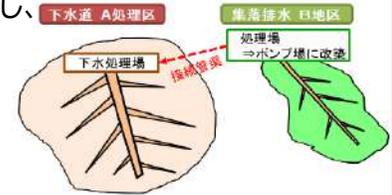
- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

※広域化・共同化の効果事例：①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））  
 ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

## <「広域化・共同化計画」策定の要請>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、**令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請**。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表
- 令和3年1月に、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう事務連絡を发出。

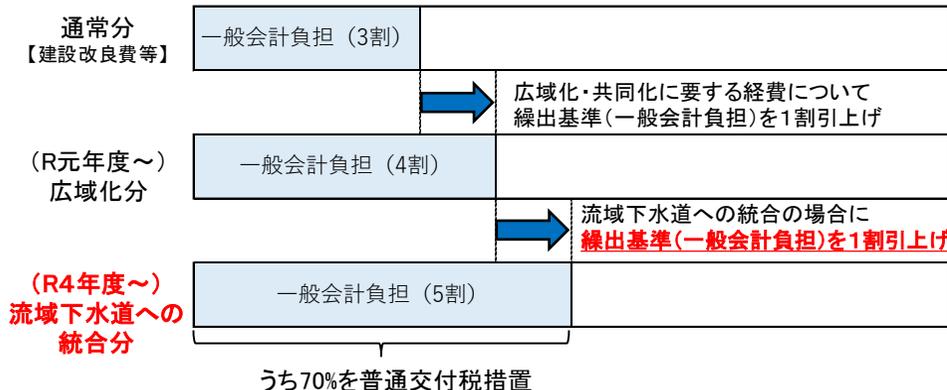
### 【処理場の統廃合】



## <地方財政措置（令和4年度拡充後）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置

### <処理区域内人口密度100人/ha以上の例>



### <地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 **令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加**

# 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置(R元～)

## 趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化を推進しようとするもの。

## 財政措置の概要

### 1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

#### ① 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、**終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設その他の広域化・共同化に要する施設の整備事業**

※単独の市町村内の同一の下水道事業に係る広域化・共同化に要する施設の整備については、本財政措置の対象外

#### ② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債(広域化・共同化分)を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置

※平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)については、元利償還金の55%を普通交付税措置

#### ③ 激変緩和措置

○ 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)

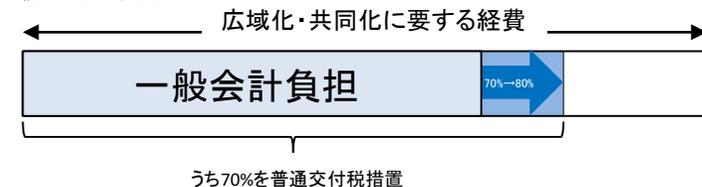
### 2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置(～令和4年度まで)

### <財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり  
 ※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置  
 ※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



# 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充①(R4～)

## 趣旨

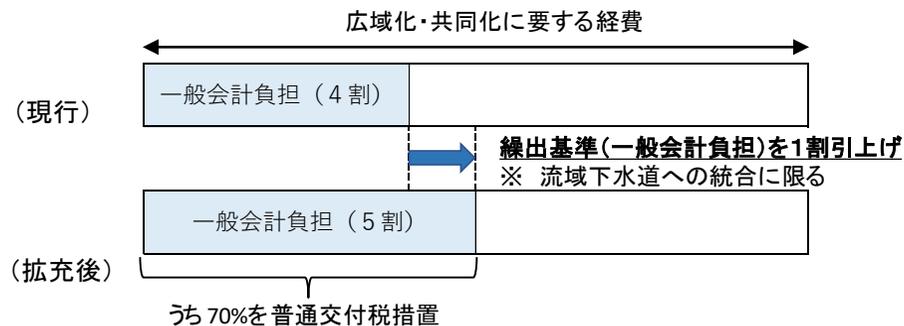
- 平成30年1月に関係省庁(国交省・総務省・農水省・環境省)連名で各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- これを受けて都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要。

## 下水道事業債(広域化・共同化分)に係る地方財政措置の拡充

### ① 流域下水道への統合に係る措置率の見直し

統合に要する経費の実態等を踏まえ、流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠の整備・ポンプ場の設置について、繰出基準を1割引き上げる。

<処理区域内人口密度100人/ha以上の例>



<地方財政措置>

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分※	(拡充) 流域下水道への 接続分
25未満	56%	63%
25以上50未満	49%	56%
50以上75未満	42%	49%
75以上100未満	35%	42%
100以上	28%	35%

※ 繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割  
交付税措置：普通交付税措置 7割

### ② 市町村内の処理区統合を対象に追加

現行措置(複数市町村の統合、市町村内の事業統合)に加え、市町村内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加する。

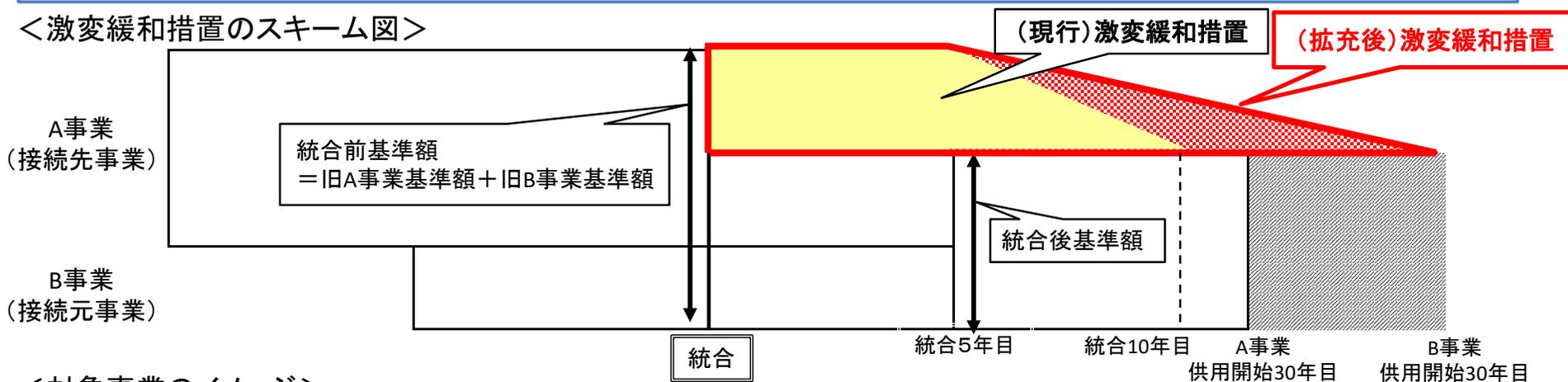
※①、②のいずれも広域化・共同化計画に基づき実施する整備事業を対象とする。

# 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充② (R4～)

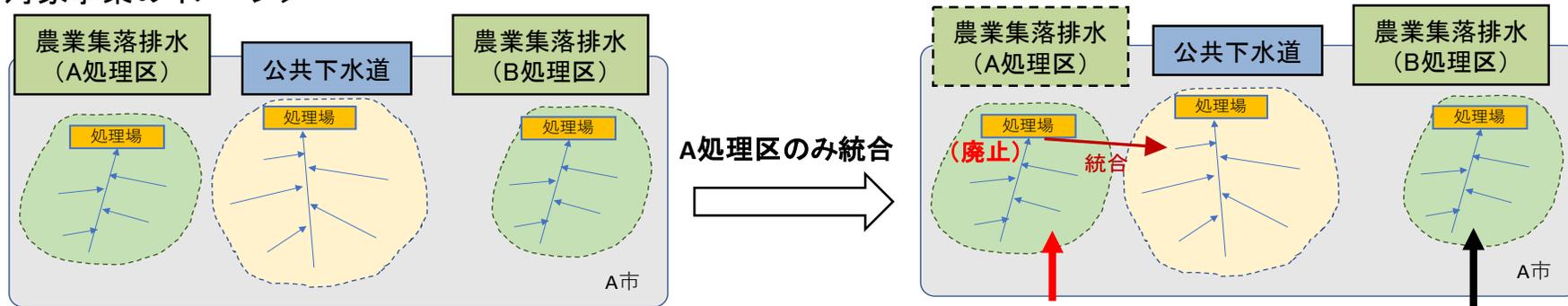
## 高資本費対策の激変緩和措置の拡充

- 広域化・共同化計画の策定に当たり、各地方団体において、公共下水道と集落排水の統合等が検討されていることに加え、令和4年度から社会資本整備総合交付金等の交付対象が拡充されることを踏まえて、公共下水道と集落排水の統合等の広域化を推進する観点から、事業統合に係る激変緩和措置の適用期間を拡充し、統合翌年度から接続元事業(下図のB事業)の供用開始30年目まで、高資本費対策の段階的縮減を実施する。ただし、広域化・共同化計画に基づき実施する事業統合を対象とする。
- この措置は、農業集落排水のうち一部の処理区を公共下水道に統合する場合など、下水道事業のうち一部の処理区を別の下水道事業に統合する場合も対象となる。(以下の「対象事業のイメージ」を参照)

### <激変緩和措置のスキーム図>



### <対象事業のイメージ>



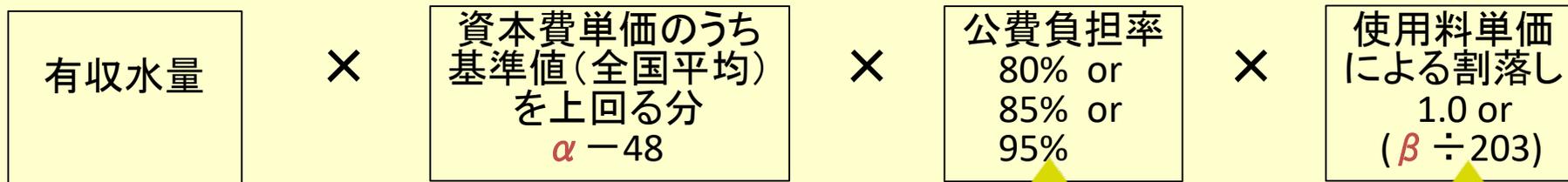
高資本費対策の30年激変緩和措置の対象 存続した部分について要件を満たす場合、高資本費対策の対象

# 《参考》高資本費対策の概要

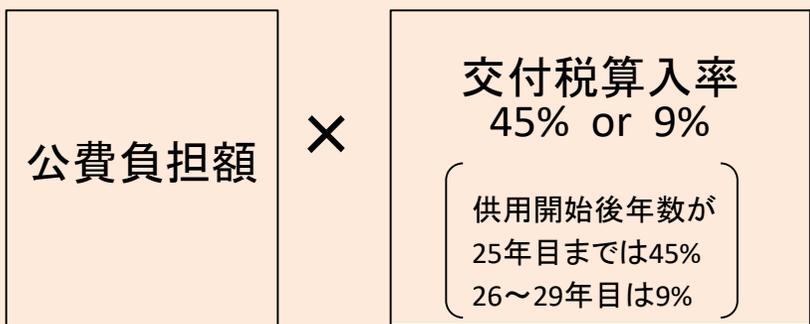
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

- 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうちの要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
  - 資本費単価( $\alpha$ )※ 基準値＝全国平均(48円/m<sup>3</sup>(R2決算値))以上  
※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価
  - 使用料単価( $\beta$ ) 150円/m<sup>3</sup>(月3,000円/20m<sup>3</sup>)以上
  - 経営戦略を策定していること
  - 公営企業会計の適用をしていること(人口3万人以上市町村等に限る)  
※公共下水道及び特定環境保全公共下水道の場合

## 2. 公費負担額(繰出基準額)



## 3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (48～72)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (48～72)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (72～144)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (72～288)	85
基準値の3倍以上 (144～)	95	基準値の6倍以上 (288～)	95

・使用料単価が全国平均(135円)の1.5倍以上  
→1.0 (割落としナシ)

・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満  
→ $\beta \div 203$  (割落としアリ 0.73～1.0)